

議事要旨(5)リース会計専門委員会における検討状況について

冒頭、石井常勤委員より本会計基準及び適用指針について次回の企業会計基準委員会において、公表の議決を予定していること、本日は企業会計基準委員会での審議事項として適用時期についての審議を主に行うことが説明された。

引き続き小賀坂専門委員より、システム対応等の理由から、公開草案で提案されている適用時期では適用が困難であるという主旨のコメントを踏まえ、以下の提案がなされた。

本会計基準を平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する場合、システム対応等の理由により適用することが困難なときには、適用する最初の連結会計年度及び事業年度に係る四半期財務諸表（第 1 四半期から第 3 四半期）には適用しないことができる。

早期適用は平成 19 年 4 月 1 日以降に開始する連結事業年度及び事業年度から適用することができる。

の場合については、リース契約に係る残高が前年度末と比較して著しく変動しているときは、当該四半期財務諸表において、改正前会計基準で必要とされていた注記を記載することがあわせて提案された。

これについて委員から の場合の注記について、45 日での四半期開示を考えたとき、従来と同じレベルの注記の記載は困難ではないか等の意見が示された。

また、今回、「公表にあたって」の文案についても事務局より示された。その中で、実務の対応が必要になる場合、実務対応報告などを公表する可能性があるとの記載がされた。

これに対し、委員からは、実務についての詳細な規定の必要性や、基準の公表にあたり、特定の項目を示すことなしに実務対応報告の公表の可能性について言及することの必要性について疑問があるとの意見が示された。

以 上